

ニュースレター第11号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第11号」を送付させていただきます。

霜月の候、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
朝夕と日増しに冷え込む季節となりました。皆様お元気で過ご
してでしょうか。

当事務所では、今年の春頃から眠っていた加湿器・温風器をひっ
ぱり出し、最近とうとう使うようになりました。

何かと忙しい師走も、間近に迫っております。

くれぐれもお身体に気をつけて、健やかな日々をお過ごし下さい。



ピックアップLAW NEWS

『妊娠に伴う異動希望－異動先の人員配置で、降格するのは違法無効？』

いわゆるマタニティ・ハラスメント（マタハラ）に関し、今年10月23日、注目の最高裁判決が出
ました。

○事案を簡単にご紹介します。

管理職（副主任）のポストにいた原告が、平成20年に妊娠し、業務が軽い部署への異動を希望して
いました。**その異動希望先は3人で働く職場で、既に管理職（主任）がいたため、原告が管理職から外
されました（降格）。**

原告は、産前産後の休業、育児休業を経て、職場復帰。しかし「原告が配置されるなら辞める」と主
張する職員がいる職場があるなど復帰先が絞られ、異動前の元の部署へ戻ったはいいものの、地位は非
管理職のままでした。平成22年、原告は、妊娠を理由とした降格が男女雇用機会均等法に違反し無効
である等として管理職手当の賠償等を求めて訴訟提起。地裁・高裁では、降格は本人の同意を得たうえ
で、事業主としての必要性に基づき行った適法な措置であるとされ、原告が敗訴していました。

○最高裁の判断

最高裁は、地裁・高裁の判決は誤っているとして、原判決を破棄し、審理のやり直しを命じました。
判決内容は、長文なので簡単にまとめますと、**妊娠を契機とする降格は原則違法無効**で、例外的に有
効となるかどうかは、諸々の事情を総合的に見て判断すべきと判示しました（諸々の事情とは、労働者
にどのような有利又は不利な影響があるか、業務上の必要性の存否とその程度、説明責任を果たしてい
るかどうか、労働者の意向など）。この例外的に有効となる事情があるかどうかについて、さらに審理
を尽くさせるため、高裁に差し戻されています。

○企業側としてどのように対応すれば良かったのか？

判決によれば**降格させない**という方法が第一です（降格は原則違法！）。どうしても降格させる場合
には、まず、管理職への復帰の可否などの労働者への影響について適切な説明をし、十分に理解させた
上で**労働者の同意**を得るべきこととなります（証拠に残る形で、合意書面などが必要となるでしょう）。
同意がないのに降格させる場合には、**降格させる必要性**があるという事情が特に求められることになり
ます（判決は「異動先に既に管理職がいたとしても、原告をその補佐等として管理職のまま配置できた
のではないか」という点などについて、企業側において否定事情を立証するよう求めています）。

なお、降格措置それ自体ではなく、育児休業から復帰後に管理職に戻さなかった措置についても、
「原告が職場復帰を前提として育児休業をとったことは明らかであったのであるから、（育児・介護休
業法の規定に照らし、）復帰後にどのような配置を行うかあらかじめ原告に明示した上、他の労働
者の雇用管理もそのことを前提に行うべきであったと考えられる」との意見が述べられています（裁
判官櫻井龍子補足意見）。

（文責：力丸弁護士）



弁護士法人

（旧 宮田法律事務所）

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル（平日9:00～18:00）

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

* 徹底されたケア * ～アメリカ視察 第2弾 病院編～

こんにちは、代表弁護士宮田です。

前回、グレートカンパニーTFAの視察についてお伝えいたしましたが、その他にも「働き甲斐の高い会社ランキング」で常に上位に評価される、アトランティック・ヘルス・システムという病院も訪問しましたので、今回はこの病院についてお話しします。

同院を訪れてプレゼンを受けた際に、最初書かれていた「our vision (我々の目指すもの)」に感銘を受けました。

その内容とは・・・

「Empowering our community to be healthiest in the nation (我々が活動するコミュニティをアメリカで一番健康的なコミュニティになるよう動機づける)」です。

これには、「**予防医療**に真剣に取り組む」という、熱い思いが込められています。

最終的な理想像は、病気で来院する人がいなくなることであり、とまで言い切っていました。この、とても長期的でマクロ的な発想には、非常に驚きましたし、大変刺激を受けました。

この「our vision」のための具体策として、治療以外にも様々な活動を行っているそうです。

● 血圧測定、血液検査の無料実施 ●

病院だけでなく、ショッピングセンター等の人が集まる場所に出かけて行きます。

● 料理教室 ●

健康はまず食事からなので、健康を増進し、肥満を予防することを目的とした料理を提案します。

● 運動教室 ●

自宅で簡単にできる運動を提案します。

病気や怪我の患者だけを客と捉えるのではなく、広地域の住民全員を顧客と捉え、地域全体が健康になることに焦点を当てています。予防治療で住民全体の寿命が長くなり、患者と接することが増え、結果的に患者獲得に太く繋がっていくのです。

この貴重な体験を活かして、当事務所でも、これから広い視野をもって活動できるよう精進していきたいと思います。



スポーツの秋 ♪満喫♪

代表弁護士宮田が、法曹サッカーの全国大会 (in静岡) に出場しました♪

今回は、優勝は逃したものの、見事2位という成績を収めました。

ちなみに、宮田の所属チームですが、なんと4年連続で、4位・2位・3位・2位と好成績が続いております！

ジュニアの時代の日本代表など素晴らしい選手がいる中、とにかく「**守り**」に力を入れ、0対0でのPK勝ちが多かったそうですが、**準優勝**という成績を収めることができました！



壹岐弁護士も、先月末に鹿児島で行われた、九州弁護士の野球大会に出場しました♪

こちらは、初戦敗退という、なんとももどかしさが残る結果となりました。。。

ですが、へこたれることなく、その後、福岡マラソンにも初出場し、見事**完走**しました！天気の良い1日でしたが、無事ゴール地点までたどり着き、えも言われぬ達成感を味わいました。

スポーツ等を通じて、体を鍛えるとともに、精神をも鍛えているのです。

これからも、何卒ご声援、変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

★ ★ たくみセミナー 開催予定 ★ ★



セミナーテーマ

日程

第7回

「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？
—インターネット上の権利侵害への対応策—」(予定)

2月26日(木)
19時～



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ **0120-043-211**

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分

西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分

地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分

都市高速天神北ICより車で5分